各府省の公共データ利用規約への準拠状況

Compliance status of each ministry and agency with public data license

本田正美*1

Masami Honda

*1 関東学院大学 Kanto Gakuin University

要旨: 2024年7月に、デジタル庁が「公共データ利用規約」を作成した。これは、従来の政府標準利用規約(第2.0版)を改訂したものである。公共データ利用規約は、各府省又は地方公共団体等の公的機関のウェブサイトの利用規約の本文となるものである。本研究では、この公共データ利用規約への改訂に着目する。この改訂に対して、各府省はウェブサイトの利用規約について変更などの対応をとったのか。国の49の機関について、そのウェブサイトにかかわる利用規約が公共データ利用規約への改訂に沿ったものとなっているのか事例分析を行う。

キーワード: 公共データ利用規約、各府省、ウェブサイト、著作権

Abstract: In July 2024, the Digital Agency created the "Public Data License". This is a revision of the previous Government Standard License (Version 2.0). The Public Data License is the main text of the license for websites of public institutions such as ministries and agencies or local governments. This study focuses on the revisions to the Public Data License. In response to this revision, have each ministry or agency taken any action, such as changing the terms of use for their websites? Case studies of 49 national organizations will be conducted to determine whether their website terms of use are in line with the revised Public Data Terms of Use.

Keywords: Public Data License, Ministries and agencies, Websites, Copyright

1. 研究の背景と目的

2024年7月に、デジタル庁が「公共データ利用規約」を作成した。これは、従来の政府標準利用規約(第 2.0 版)を改訂したものにあたる。公共データ利用規約は、各府省又は地方公共団体等の公的機関のウェブサイトについて示される利用規約の本文として利用されることが想定されている。

公共データ利用規約は、「国又は地方公共団体等の公的機関が著作権者である著作物について、広く二次利用を認める形で著作物の利用に対する考えを示すに当たり、できるだけ分かりやすく統一的なものとするため、各府省又は地方公共団体等の公的機関のウェブサイトの利用規約の本文として定めます。」[1]とされている。

その本文部分は、1 つの大項目と 7 つの中項目から構成されている。大項目は、「1. 当ウェブサイトのコンテンツの利用について」である。中項目は、「1.1 出典の記載について」「1.2 第三者の権利を侵害しないようにしてください」「1.3 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて」「1.4 本利用ルールが適用さ

れないコンテンツについて」「1.5 準拠法と合意管轄について」「1.6 免責について」「1.7 その他」である。 それら 8 つの項目につき、そのまま利用規約として採用することで、公共データ利用規約に準拠したかたちをとることになる。あるいは、各機関の事情に応じて、一部の項目について変更などを行うことも可能である。

各府省におけるウェブサイトにかかわり、本田 [2]は、ウェブアクセシビリティ方針の策定とその 年次試験結果の公開に関して各府省の間で対応に 差のあることを明らかにしている。

本田[3]は、各府省におけるウェブサイトを通じた情報提供につき、情報公開制度の開設に関して、そのあり方に相違が見られることを明らかにした。これら先行研究にあるように、各府省はウェブサイトの運営にかかわり、そのあり方に相違が見受けられる。

本研究では、公共データ利用規約に着目する。その 改訂に対して、各府省はウェブサイトの利用規約につ いて公共データ利用規約に準拠するなどの対応をとっ たのか。国の49の機関について、そのウェブサイトに かかわる利用規約が公共データ利用規約への改訂に沿 ったものとなっているのか事例分析を行うものである。

2. 研究の対象と方法

本研究の対象は、国の各府省とされる 49 の機関である。それらの機関のウェブサイトについて、公共データ利用規約において示される各事項に準拠しているのかを確認する。

本研究では、49の国の機関を対象に、まず各機関のウェブサイトにアクセスした。そして、そのウェブサイト中に利用規約が掲載されていないか探索した。

各機関のウェブサイトのトップページの下部に「リンク・著作権等について」や「このサイトに」といった文字列が視認され、そこから利用規約が掲載されているページをたどることができる。この方法で、過半の機関については、利用規約やそれに類する情報が掲載されているページにたどり着くことが出来た。

上記の方法で利用規約にたどりつけない場合には、サイト内検索の機能を用いて、「利用規約」のキーワードで検索を行い、検索結果として表示されたページに逐次アクセスして、利用規約の所在を探った。

作業は、2025年1月22日に実施した。

3. 結果

調査の結果は、図表1に示した。

49 の国の機関のうち、そのウェブサイトについて、何らかの利用規約を提示していない事例が公安調査庁と中央労働委員会の2件あった。また、上部組織のウェブサイトの傘下に、そのページが置かれている事例として公害等調整委員会と公安審査委員会の2件があった。この2件については、利用規約は見出せなかった。

その他に、利用規約について上部組織に従うとした 文化庁やスポーツ庁、林野庁や水産庁のような事例も あった。

公共データ利用規約に準拠することを冒頭で掲げた 上で、公共データ利用規約とは異なる事項などを個別 に列挙した事例として、デジタル庁や財務省、国税庁 や厚生労働省、農林水産省や国土交通省、防衛省のよ うな事例もあった。これらの府省は国の方針に最も適 合的にウェブサイトの利用規約を定めている機関と言 える。 公共データ利用規約の各項目について見ると、まず 大項目については 41 の機関がこれに準拠する項目を 定めていた。まったく同じ 41 機関は、中項目 1.1、1.2、 1.5、1.6、1.7 についても、それに準じる項目を設定し ていた。

中項目 1.3 については、23 の機関で準拠する項目が 設定されていた。中項目 1.4 は 38 の機関で見出され た。

公共データ利用規約のすべての項目に準拠する利用 規約を掲げていた機関については、図表中の機関名に 色付けを行っているが、これが21 あった。

4. 考察

上述のとおり、49の国の機関のうち、41の機関で独自にウェブサイトの利用規約が定められていた。その41の機関では大項目と1.3 および1.4 を除く全ての中項目について、公共データ利用規約に準拠する項目が設定されていた。対応が分かれたのは、中項目1.3 および1.4 についてである。ただし、中項目1.4 は38機関において準拠した項目立てが行われており、41機関のなかで対応がなされていない事例は少数であった。

以上から、国の各府省では、公共データ利用規約へ の準拠が浸透していることが示唆される。

問題となるのは、「1.3 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて」という項目を立てるのか否かである。そのような個別法令による利用の制約があるコンテンツが存在しないゆえ、この項目を立てないという対応を行った可能性もあるが、外形的にその理由を見出すのは困難である。

いずれにしても、公共データ利用規約の大半に準拠する場合と中項目 1.3 に準拠した項目を設定しない場合の2通りの対応が見出された。そして、例外的に、利用規約を自ら定めないか、定めていたとしても当該機関のウェブサイト上にはそれが見出されないという事例があることがわかった。

5. 結論

本研究では、日本の各府省の公共データ利用規約への準拠状況を確認した。大半の府省において公共データ利用規約への準拠が広がっているが、一部の項目については準拠しない事例もあったと結論付けられる。

猫文

[1] デジタル庁 Web サイト「公共データ利用規約(第 1.0版)」

- https://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_da ta_license_v1.0 (最終アクセス 2025 年 1 月 24 日) [2] 本田正美(2022)「府省等におけるウェブアクセシビ
- [2] 本田正美(2022)「府省等におけるウェブアクセシビリティ方針策定と年次試験結果の公開」『情報コミュニケーション学会第19回全国大会発表論文集』、pp.106-107
- [3] 本田正美(2021)「日本の中央省庁における情報公開制度にまつわる情報提供の現況」、『研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP)』、2021(6)、pp.1-4

図表 1 府省等の公共データ利用規約への準拠状況

	_		日守ツムラ	モアータ利					
	全体	1	2	3	4	5	6	7	備考
首相官邸	0	0	0		0	0	0	0	
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	
内閣法制局	0	0	0		0	0	0	0	
人事院	0	0	0		0	0	0	0	
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮内庁	0	0	0		0	0	0	0	
公正取引委員会	0	0	0		0	0	0	0	
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	
個人情報保護委員会	Ō	Ō	Ō		0	Ö	0	Ō	
カジノ管理委員会	Ō	0	Ō		0	Ō	0	Ō	
金融庁	Ö	Ö	Ō		Ö	Ö	Ö	Ō	
消費者庁	Ö	Ö	Ö	0	Ö	Ö	Ö	Ö	
こども家庭庁	0	0	0	0	0	0	0	0	
デジタル庁	0	0	0	0	0	0	0	0	 準拠明示
復興庁	0	0	0		0	0	0	0	ナルカハ
総務省	0	0	0	0	0	0	0	0	
公害等調整委員会									総務省内
<u>公告寺嗣签安貝云</u> 消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	心仍泪门
法務省	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
最高検察庁	0	0	0		0	0	0	0	>+ 35 /b +h
公安審査委員会		_	_	_			_	_	法務省内
公安調査庁		_	_	_	^	_	^	^	
出入国在留管理庁	0	0	0	0	0	0	0	0	
外務省	0	0	0		0	0	0	0	`# Im 50 =
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	準拠明示
国税庁	0	0	0	0	0	0	0	0	準拠明示
文部科学省	0	0	0		0	0	0	0	
文化庁	_	_	_	_	_	_	_	_	文科省準拠
スポーツ庁	_	_	_	_	_	_	_	_	文科省準拠
厚生労働省	0	0	0	0	0	0	0	0	準拠明示
中央労働委員会									
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	0	準拠明示
林野庁	_	_	_	_	_	_		_	農水省準拠
水産庁	_	_	_	_	_	<u> </u>	_	_	農水省準拠
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0	
資源エネルギー庁	0	0	0			0	0	0	
特許庁	0	0	0	0		0	0	0	
中小企業庁	0	0	0		0	0	0	0	
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0	0	準拠明示
観光庁	Ō	Ō	Ō	Ō	Ö	Ö	Ö	Ō	
気象庁	Ö	Ö	Ō	Ō	Ö	Ö	0	Ō	
運輸安全委員会	Ö	Ö	Ō		Ö	Ō	Ö	Ō	
海上保安庁	Ö	Ö	Ö	0		Ö	Ö	Ö	
環境省	Ö	Ö	Ö	Ö	0	Ö	0	Ö	
原子力規制委員会	Ö	0	0		0	Ö	0	Ö	
防衛省	Ö	Ö	Ö	0	0	Ö	0	Ö	 準拠明示
防衛装備庁	0	Ö	Ö		0	Ö		Ö	1-10-5101
会計検査院	0	0	0		0	0	0	0	
R例 1:出典の記載	について	<u>/</u> 2・第三章	との権利な	<u>.</u> .倶宝 l かl	ハトカにし	てくださ	() /3・個	団注今に1	- ス利田の割

凡例 1:出典の記載について/2:第三者の権利を侵害しないようにしてください/3:個別法令による利用の制約があるコンテンツについて/4:本利用ルールが適用されないコンテンツについて/5:準拠法と合意管轄について/6:免責について/7:その他 / 準拠明示:公共データ利用規約に準拠することを掲げた上で、変更点があれば記載/省内:各省内のサイト内にページがあり、規約の記載がない/省準拠:各省の掲げる利用規約に準拠することを明示

(出所:筆者作成)